

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年6月まで

私は、昭和60年4月の海外渡航に際し、区役所の出張所で住民票の異動等の手続を行ったとき、未納となっていた申立期間の国民年金保険料をその場でまとめて納付したはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月の海外渡航に際し申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人は申立期間の保険料を納付したことを示すメモを所持しており、当該メモには「60年4月、34,980-（58年10月～59年3月分）」、「18,660-（59年4月～59年6月分）」と記載されており、その金額は申立期間当時の法定保険料額と一致する。

また、申立期間は、9か月と短期間である上、オンライン記録において申立期間直前の保険料が現年度納付されており、直後の保険料は前納で納付されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から49年9月まで
② 昭和49年10月から51年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和39年4月にA区役所に婚姻届を提出に行った際、同区役所職員から国民健康保険と国民年金に加入するように勧められたので、その場で加入手続きを行い、その後、約500円の国民年金保険料を月々納付していた。また、43年にB県C郡D町（現在は、E市）Fに転入してからは集金人に納付し、56年3月にG市に転入してからはG市役所で妻が保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、E市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付記録によれば、申立期間②の保険料が昭和54年9月4日に納付されたことが記録されており、同被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間②の保険料が還付されたことは確認できない。

また、申立期間②の保険料の還付決議が平成20年6月12日に行われているが、当該期間の保険料は納付から約28年間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効後納付を理由として申立期間②の保険料の納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間①については、上記被保険者名簿に申立人の国民年金加入手続きは昭和51年4月23日にE市において新規に行われたと記録されており、この時点では、申立期間①のうち、48年12月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、同市の保険料納付記

録には未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間③については、G市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には未納とされておりオンライン記録と一致している上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納とされている。

さらに、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付金額、納付方法等の記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年8月まで

私は、会社を退職後の平成8年2月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。私は、社会人になってからずっと県民税や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を郵便局から納付し続けてきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成8年8月30日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出されており、前後の番号の第3号被保険者の該当処理日等から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月下旬に行われたと推認されることから、この時点で申立期間の保険料は現年度及び過年度保険料として納付することが可能である。

また、申立期間は7か月と短期間であり、オンライン記録によれば、加入手続に近接する平成8年9月30日に納付書交付記録があることから、申立人が加入手続を行った時点で申立期間の保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から5年4月まで
② 平成5年5月
③ 平成6年4月から7年3月まで
④ 平成7年8月及び同年9月

私は、20歳から25歳まで定職に就いていなかったため国民年金保険料を納付していなかったが、平成7年に事業を始めて生活に余裕ができたので、国民年金に加入し、母に頼んで未納分の保険料を数回に分けて納付した記憶があるので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年に国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を申立人の母が数回に分けて納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間③直前の5年6月から6年3月までの保険料が7年7月27日に過年度保険料として納付され、申立期間③直後の同年4月から同年7月までの保険料が同年7月28日に現年度保険料として納付されていることが確認でき、この時点で申立期間③の保険料は過年度保険料として納付することが可能であったことを考慮すると、申立期間③の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成6年5月19日に社会保険事務所（当時）からA市へ払い出された記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続は7年4月頃に行われたと推認され、この時点で、申立期間①のうち5年2月以前は、時効のため保険料を納付することはで

きない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立期間②に係る平成5年5月の保険料を7年8月1日に納付したところ、時効後納付のために還付されたことが記録されていることから、当該納付日を基準にすると、申立期間②及び申立期間①のうち5年3月及び同年4月についても、時効により保険料を納付することはできなかつた事情がうかがえる。

さらに、申立期間④直後の平成7年10月以降の保険料が口座振替により納付されていること、及び9年7月7日に納付書作成記録があることから、申立期間④は時効で保険料が納付できなくなる直前まで納付していなかつた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の母は、保険料の納付額、納付場所等、記憶が不鮮明なため納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3193

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

私は、夫婦で同一事業所に勤務していたが、昭和 51 年 3 月 17 日に夫婦で同日に退職した後、私が、同年 3 月下旬に A 市役所の国民年金窓口へ国民年金の加入手続に行き、夫婦二人分の同年 3 月の国民年金保険料を現金で納付し領収証書を受け取ったのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格の再取得日は昭和 51 年 4 月 1 日となっているところ、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を同年 3 月 18 日に資格喪失しており、申立期間は、国民年金の強制加入被保険者として取り扱われるべき期間である。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間及び厚生年金保険の加入期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

さらに、申立人は夫婦同時に退職した直後の昭和 51 年 3 月下旬に A 市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、同年 3 月の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したことを具体的に述べており、申立人夫婦の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険被保険者証の返納日がいずれも同年 4 月 6 日と記録されていることから、申立人の主張どおり同年 3 月下旬に国民健康保険及び国民年金の加入手続を行う必要があったことがうかがえる。

なお、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は同一申立期間について、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月10日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われ、同年3月8日に納付記録が追加されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私が 20 歳のとき、私の父が失業して経済的に厳しかった事情があり、A市役所の年金担当者に相談したところ、国民年金保険料の免除申請ができるとのことで、同市役所の女性職員が自宅に来て、母が私の保険料の免除申請の手続を行ってくれたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後は申請免除期間となっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないことから、申立期間についても同様に国民年金保険料の免除申請の手続を行ったものとするのが自然である。

また、申立人の父は平成5年7月から6年6月まで失業していることから、両親の所得は学生に係る保険料免除基準を満たしていたものと推認される上、A市において未納保険料の徴収又は申請免除に該当する可能性がある未納者を対象に、同市の職員による自宅訪問及び保険料の免除申請の受付が行われていたことが確認できることから、申立人の主張どおり母が申立期間の前後と同様に自宅訪問したA市の職員に対し申立人の申立期間に係る保険料の免除申請の手続を行い、申立人の保険料についても免除されていたとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3195

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで

私は、昭和47年9月から49年10月までA市にあったB社に勤務し、その後、自営の仕事をしたので国民年金に再加入し、国民年金保険料を住居の近くにあったC銀行D支店（当時）で納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳により、申立期間当時申立人の被保険者台帳が昭和49年11月にE社会保険事務所（当時）からF社会保険事務所（当時）に移管されたことが確認でき、同台帳には、同年10月3日に国民年金被保険者資格を再取得したことが記載されていることから、申立人はB社を退職した同年10月頃に国民年金被保険者資格の再取得の手続を行ったことが推認でき、国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間以外に未納は無く、前納制度の利用や口座振替により保険料を納付するなど納付意識の高さが認められることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで

私が20歳になった昭和39年*月頃、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれた。両親の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は23か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間以降に国民年金保険料の未納が無い上、一緒に納付していたとする両親も申立期間は納付済みである。

また、申立人が国民年金加入手続を行った昭和40年10月の時点で、申立期間は過年度及び現年度で保険料を納付することが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月及び同年3月

私は、A区に居住していた申立期間当時、国民年金保険料を確かに納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA区に居住していた頃に国民年金の加入手続を行い、そのときに交付された国民年金手帳記号番号が平成22年に判明したことから、申立期間の前後の期間について国民年金の納付記録が追加され、申立期間後の国民年金保険料と厚生年金保険料が重複納付されていた期間については還付を受けたことが確認できる上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に、同社本社C（部門）（現在は、同社D支店に名称変更）における資格取得日に係る記録を43年1月1日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年4月は1万4,000円、43年1月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月15日から同年5月1日まで
② 昭和43年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社して以降、平成12年10月末に退社するまで、継続して勤務していた。申立期間について、転勤時の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、事業主から提出された人事個人票（退職者）、社員名簿及び辞令簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年5月1日に同社B支店から同社本社C（部門）に異動、43年1月1日に同社E支店から同社本社C（部門）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和36年3月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社C（部門）に係る43年2月の社会保険事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和53年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年8月及び同年9月は11万8,000円、同年10月から53年7月までは13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月1日から53年8月1日まで

私は、昭和48年3月にA社C支店に入社し、53年7月末日に退社するまで同支店で継続して勤務していた。

A社C支店における厚生年金保険の資格喪失日が昭和52年8月1日となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した職歴証明書、D厚生年金基金（現在は、E企業年金基金）の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は昭和52年8月1日となっているが、D厚生年金基金の資格喪失日は53年8月1日となっており、B社及びE企業年金基金では申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙であったか不明としているものの、その届出方式が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年8月1日にA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が所持する厚生年金基金連合会への移管資料により、昭和52年8月及び同年9月は11万8,000円、同年10月から53年7月までは13万4,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 3030

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和25年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年6月から25年6月までの標準報酬月額については4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年6月1日から27年4月1日まで

私は、昭和24年頃からA社の社員として、B（作業）に携わっていた。途中で、A社が倒産したので、当該事業の元請けであるC社の傭人として引続き従事した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和25年頃まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は、昭和24年6月1日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の資格喪失日は、25年7月1日と記録された後、二重線で取り消され、適用事業所でなくなった日と同日（24年6月1日）に訂正されていることが確認できる上、適用事業所でなくなった日より後に資格取得した6人は、いずれも資格喪失日が24年6月1日に訂正されており、そのうち3人は、資格取得日及び資格喪失日が同日の25年7月1日と記録された後、資格喪失日のみ24年6月1日に訂正されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の記録管理に不自然さが認められる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、同社は、申立期間当時、法人事業所であったことが確認できる上、当該被保険者名簿において、当初、昭和25年7月1日に資格喪失日した者が12人確認できることから、当該事

業所は、25年6月末日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和24年6月1日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録されていた25年7月1日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和24年6月から25年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における24年5月の社会保険事務所の記録から4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年7月1日から27年4月1日までについては、C社の元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は不明であるが、同年4月1日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の元同僚は、「申立人は、傭人を経て、昭和27年4月に正式採用となっているが、23年から27年までの5年間は、正規の採用を行っていなかった。」と供述しており、別の元同僚は、「申立人は、当初、現場傭人として採用されており、臨時職員の期間は当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、C社が保管する人事記録により、申立人は、昭和27年4月1日に同社に準社員として入社していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録により、昭和27年4月1日にC社で被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和25年7月1日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年10月1日、資格喪失日が昭和45年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月24日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月24日から同年4月1日まで
A社が、申立人は昭和36年4月から平成11年1月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を申し立てている。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の給与台帳、職制表及び雇用保険被保険者資格喪失通知書（事業主通知用）により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳における昭和45年3月の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主

が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和 45 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和34年1月16日、資格喪失日が昭和45年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月24日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月24日から同年4月1日まで
A社が、申立人は昭和36年4月から平成11年1月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を申し立てている。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の給与台帳、職制表及び雇用保険被保険者資格喪失通知書（事業主通知用）により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳における昭和45年3月の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主

が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和 45 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月27日から37年1月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を35年7月は3万6,000円、同年8月から36年12月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年4月2日までの期間について、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月27日から37年1月1日まで
② 昭和37年3月1日から同年4月2日まで
③ 昭和39年6月1日から同年9月1日まで

私の父は、昭和24年4月1日にA社に入社し、40年1月31日にC社を退職するまで、A社又はC社に継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、事業主から提出された在籍証明書、人事記録及び申立人の子が提出した給与支払明細書により、申立人がA社及び同社D支店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所の人事担当者の供述により、申立期間①については昭和37年1月1日（A社本社から同社D支店に異動）、申立期間②については同年3月1日（同社D支店から同社本社に異動）とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、給与支払明細書の総支給額又は厚生年金保険料控除額から、昭和35年7月は3万6,000円、同年8月から36年12月までの期間及び37年3月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和35年7月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から36年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③については、元同僚は、「申立人は私の上司で、A社から取締役E（部門）長としてC社に転籍し、途切れることなく勤務していた。」と供述している。

しかしながら、B社が提出した人事記録により、申立人は、健康上の理由によりA社を昭和39年5月30日に退職したことが確認できる上、

B社は、「出向であれば人事記録に記入されているはずなので、申立人は、正式に退職し、改めてC社に入社したと思われる。また、A社とC社との間には、資本、人的関係は無かった。」と回答している。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の氏名も不明のため、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料の控除状況等を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない、

千葉厚生年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月15日から同年9月27日まで

私は、昭和35年3月に入社し、平成12年7月に退職するまでA社に継続して勤務した。同社B事業所から同社本社に転勤した昭和40年8月の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の加入記録、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年8月15日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日について申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日及びB事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月及び同年5月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B事業所における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和48年12月1日から49年末までA事業所及びその子会社であるB事業所に勤務した。この間、勤務場所、仕事内容及び雇用形態に変化は無かったにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立人がA事業所において昭和48年12月1日から49年2月1日までの期間及びB事業所において新規適用日と同日の同年6月1日から50年1月1日までの期間、厚生年金保険に加入していることが確認できるのみである。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立期間の途中に当たる昭和49年4月1日にB事業所で資格取得し、50年1月8日に離職したことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和49年2月1日

にA事業所の資格を喪失し、その4か月後の同年6月1日にB事業所において再取得した元同僚5名は、「申立人は、申立期間中も途切れることなく勤務しており、その仕事内容にも変化が無く、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している上、そのうち1名は、給与明細簿を手帳に転記したものを保管しており、その記載から、申立期間において保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、B事業所の元理事は、「B事業所は、A事業所から資金や人材の提供を受けて設立されており、両事業所は親会社、子会社の関係にあつた。」と供述している。

加えて、オンライン記録では、B事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは申立期間後の昭和49年6月1日とされており、申立期間は適用事業所ではないが、上記5名の元同僚の証言から、同年4月1日以降は適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所及びその子会社であるB事業所に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年1月及びB事業所における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月及び同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成17年12月31日に係る標準賞与額は9万7,000円、18年12月31日に係る標準賞与額は10万円及び19年12月31日に係る標準賞与額は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年12月31日

A事業所は、平成17年12月、18年12月及び19年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成18年12月31日及び19年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、10万円及び11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与については、事業主による保険料の適用誤りがあることから、A 事業所から提出された賃金台帳により、9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成17年12月31日に係る標準賞与額は10万7,000円、18年12月31日及び19年12月31日に係る標準賞与額は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年12月31日

A事業所は、平成17年12月、18年12月及び19年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成18年12月31日及び19年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与については、事業主による保険料の適用誤りがあることから、A 事業所から提出された賃金台帳により、10 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額は4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 31 日

A事業所は、平成19年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成19年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成17年12月31日に係る標準賞与額は9万7,000円、18年12月31日及び19年12月31日に係る標準賞与額は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年12月31日

A事業所は、平成17年12月、18年12月及び19年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成18年12月31日及び19年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与については、事業主による保険料の適用誤りがあることから、A 事業所から提出された賃金台帳により、9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成17年12月31日に係る標準賞与額は10万7,000円、18年12月31日に係る標準賞与額は10万円及び19年12月31日に係る標準賞与額は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年12月31日

A事業所は、平成17年12月、18年12月及び19年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成18年12月31日及び19年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、10万円及び15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与については、事業主による保険料の適用誤りがあることから、A 事業所から提出された賃金台帳により、10 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成17年12月31日に係る標準賞与額は10万7,000円、18年12月31日に係る標準賞与額は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日
② 平成18年12月31日

A事業所は、平成17年12月、18年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったため、22年4月30日及び同年5月27日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成18年12月31日に支給された賞与については、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人が主張するとおり、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与については、事業主による保険料の適用誤りがあることから、A 事業所から提出された貸金台帳により、10 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和37年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和38年3月5日から39年3月25日まで

私は、昭和31年4月にC社のD支店に入社しE（職種）を担当し、35年7月1日にD支店が独立してA社になった後も37年9月末日まで継続して勤務していたが、35年7月から同年9月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。また、37年10月1日から43年2月末日まで、B社及びF社でE（職種）として勤務していたが、37年10月1日から同年11月1日まで及び38年3月5日から39年3月25日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。どちらの期間も厚生年金保険に加入していたので厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、元同僚の供述により、申立人がC社D支店及びA社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同一の勤務形態及び業務内容である元同僚は、オンライン記録において申立期間①と同時期の被保険者期間が欠落しているが、当該元同僚の所持する給与支払明細書により、欠落している期間において厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の会社設立日は昭和35年6月3日で、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないが、当時、継続勤務している者が10人確認できることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、元事業主から提出された在籍証明書（平成22年3月19日発行）及び元同僚の証言により、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、上記元同僚及び申立人を覚えている申立人と同一の勤務形態及び同職種である複数の元同僚は、「給与明細書は無いが、申立期間②当時、給料から保険料を控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和37年11月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、B社の元事業主から提出された在籍証明書（平成22年3月19日発行）により、申立人が申立期間のうち昭和38年3月5日から同年11月30日までの期間に同社に在籍していたことは確認できる。

また、複数の元同僚は、B社がF社になっても継続して勤務し、保険料を控除されていたと供述している。

しかし、オンライン記録により、B社は、昭和38年3月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③は適用事業所でない期間であることが確認できる上、複数の元同僚は、申立人と同様、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、元事業主の親族は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料は既に無い。」と供述しており、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額に係る記録を90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月1日

A社は、平成19年12月1日支給の賞与から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出を行ってなかったことに気が付き22年4月に届出を行ったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が給付に反映されていないので、反映されるよう厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月の給料支払明細書（賞与）により、申立人は同月1日に当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書により、90万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額に係る記録を97万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日

A社は、平成19年12月1日支給の賞与から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）への届出を行っていなかったことに気が付き22年4月に届出を行ったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が給付に反映されていないので、反映されるよう厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月の給料支払明細書（賞与）により、申立人は同月1日に当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書により、97万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年5月1日まで

私は、A社に昭和52年6月に入社し、57年10月1日付けで出向先のD社からA社本社C事業所に戻ったが、勤務期間中の7か月間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間の賃金支払明細票のコピーがあるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金支払明細票、B社から提出された経歴表、在職証明書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和57年10月1日に出向先のD社からA社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年10月の申立人のA社に係る賃金支払明細票の保険料の控除額から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、昭和58年5月1日を資格取得日として届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る57年10月から58年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社C事業所における資格喪失日を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月25日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和32年4月1日に入社し、平成6年1月31日に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間は、同社本社C事業所から同社D支店に転勤になった時期である。当該期間の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表、退職証明書及び申立人から提出された辞令並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年10月1日に同社本社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続の誤りにより、厚生年金保険被保険者期間に欠落が発生したことを認めていることから、事業主は申立人に係る資格喪失日の届出を昭和50年9月25日として届出し、その結果、社会保険事務所は同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月10日から同年2月1日まで

私は、平成元年1月10日にB県C郡D町（現在は、E市）にあるA社F事業所からG県H市にある同社I事業所に異動になった。これは同事業所の新規開設に伴う異動であったが、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落している。厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社F事業所から同社I事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述から平成元年1月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における平成元年2月の社会保険事務所（当時）の記録から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、そのほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出及び標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年3月21日まで
私は、A社に昭和61年9月から勤務していたが、年金のお知らせを見たところ、申立期間の標準報酬月額が申立期間当時支給されていた給料と比べて低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成5年4月30日付けで、4年6月1日に遡って41万円に引き下げられ、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年3月21日まで当該標準報酬月額で記録されていることが確認できる。

また、当該事業所に平成5年4月30日時点で在籍していた26名（事業主及び申立人を含む。）のオンライン記録によると、申立人と同様に4年6月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、当該事業所の元取締役2名は、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたと供述している。

さらに、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は、役員でなかったことが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の変及減額訂正処理を行うべき合理的な理由はなく、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年6月から5年2月まで53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月16日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年12月31日から5年1月22日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月16日から4年10月1日まで
② 平成4年12月31日から5年1月22日まで

私は、平成3年5月16日から5年1月21日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が給与（30万円）から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、同社を退社したのは同年1月21日であることから厚生年金保険被保険者の資格喪失日についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成5年1月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、同年1月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年5月から同年9月までの期間については30万円から24万円に、同年10月から4年9月までの期間については30万円から26万円に遡及して訂正

されていることが確認できる上、申立人と同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が複数名おり、同様に標準報酬月額が遡及して訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員でなかったこと、及び雇用保険被保険者照会により雇用保険に加入していることが確認でき、当該事業所で元顧問をしていた社会保険労務士が「当時の社会保険関係の事務は、経理担当者がしていたと思う。」と供述していることから、B（職種）である申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、当該事業所は、平成 5 年 1 月 1 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、同年 1 月 28 日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 4 年 12 月 31 日に遡及して訂正処理されていることが確認できる上、申立人と同日で厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が複数名おり、申立人と同様に資格喪失日が遡及して訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が保管している平成 5 年 1 月 29 日付けの C 公共職業安定所長名の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額 10,106 円に 30 を乗じた額（30 万 3,180 円）と訂正前の標準報酬月額（300 千円）はおおむね一致していることから給与実態が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成 5 年 1 月 22 日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額 10,106 円に 30 を乗じた額及び申立人の A 社における平成 4 年 11 月の社会保険事務所の記録から 30 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

私がA社B事業所で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿により、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で同じ生年月日の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できるところ、「資格取得年月日」欄は、昭和19年6月1日と記載されているものの、「資格喪失年月日」欄は、空欄となっている上、オンライン記録においても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年10月1日と記録されている（当該被保険者名簿において申立人の資格取得年月日が昭和19年6月1日と記載されているのに対して、オンライン記録の厚生年金保険被保険者の加入記録が同年10月1日となっているのは、この間が厚生年金保険法の施行準備期間として取り扱われたことによるものである。）が資格喪失日の記録は無い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日

に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、当該事業所より提出された社員名簿から申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日を20年8月16日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち平成12年10月から13年12月までの期間については62万円、14年1月から同年6月までは26万円、同年7月から15年5月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年9月1日まで

私が勤務していたA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成12年10月から15年5月までは9万8,000円、同年6月から8月までが20万円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、12年10月から13年12月までは80万円、14年1月は60万円、同年2月から15年8月までは20万円から40万円だったので、それぞれに相当する正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成12年10月から15年5月までの期間について、オンライン記録において申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額との範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申

立期間のうち12年10月から13年12月までの期間については、62万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、12年10月から13年12月までの標準報酬月額については62万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち平成14年1月から15年5月までの期間については、申立人から提出された14年分及び15年分の源泉徴収票において推認できる保険料額から、申立人は、14年1月から同年6月までは26万円、同年7月から15年5月までは12万6,000円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、14年1月から同年6月までは26万円に、同年7月から15年5月までは12万6,000円に標準報酬月額を訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち平成15年6月から同年8月までについては、申立人は支給されていた給与月額と標準報酬月額が相違していると主張しているところ、同年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額と、社会保険事務所に届け出られた申立人の標準報酬月額から算定した社会保険料の金額がほぼ一致することから、事業主は、申立人の同年6月から同年8月までの給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合った保険料を控除していたことが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないためあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成15年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月16日から同年12月1日まで

私は、平成15年11月16日からA事業所に正職員として勤務しており、同年11月16日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係る出退勤タイムカード、事業主の証言及び申立人から提出された平成15年12月に支給された同年11月の給料支払明細書により、申立人は、同年11月16日からA事業所に正職員として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年11月の給料支払明細書により、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年1月から同年3月までは47万円、同年4月から4年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年11月30日まで
私の標準報酬月額の記録は、平成3年1月1日から4年11月30日までは8万円になっているが、この期間、実際には47万円と53万円の標準報酬月額に見合う給与をA社から受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その約2か月後の5年2月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年1月から同年3月までは47万円を8万円に、同年4月から4年10月までは53万円を8万円に、それぞれ遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がされていることが確認できる。

また、申立人と同様に、事業主の被保険者記録についても、平成5年2月4日付けで標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

さらに、当該事業所の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書によると、申立人は申立期間当時、役員ではないことが確認できる上、申立人は、「私は、経理と総務関係の事務担当であり、事業主と社会保険事務所に行き、厚生年金保険料の納付について相談したときに、事業主が、いきなり標準報酬月額の引き下げに関する書類を提出したが、それが保険料の滞納の解消方法だったとは、知らなかった。」と供述しており、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していたとまでは言えない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成3年1月から同年3月までは47万円、同年4月から4年10月までは53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和38年4月にA社に正社員として入社し、47年1月1日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、入社した昭和38年4月から同年10月までの厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に昭和38年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の元経理責任者であった取締役は、「当社では採用者に試用期間は一切設けておらず、申立人は、昭和38年4月から正社員として勤務していた。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に勤務し、所在の判明した複数の元同僚は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は同一月である。」旨回答していることから、当該事業所では、厚生年金保険の資格取得日を入社と同時期として届け出ていることがうかがえる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の関係資料は無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月、55年4月から同年9月までの期間、56年7月から同年8月までの期間、同年12月から58年3月までの期間及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月
② 昭和55年4月から同年9月まで
③ 昭和56年7月から同年8月まで
④ 昭和56年12月から58年3月まで
⑤ 昭和61年1月

私は、会社を退職した後は国民年金に加入し、納付書により国民年金保険料を納付してきた。督促状が送られてきた記憶は無く、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は納付書により納付し、申立期間において督促状が送られてきた記憶も無いと主張しているが、申立人の国民年金記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和56年4月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認される所、年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日作成）によると、当初、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は55年4月1日であることが確認でき、申立期間①は、加入時点において国民年金に未加入の期間である上、オンライン記録において、平成22年5月に申立人の基礎年金番号へ厚生年金保険の加入記録を統合したことにより追加された期間であることが確認でき、当該統合処理を行った時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人からは申立期間②の保険料の納付時期、納付場所、納付金

額についての具体的な供述が得られないため、納付状況は不明である。

さらに、申立期間③及び④については、オンライン記録において、平成 12 年 4 月に申立人の基礎年金番号へ厚生年金保険の加入記録を統合したことにより分割された期間であることが確認でき、統合前は、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までが国民年金の加入期間であり、当該統合処理により厚生年金保険の加入期間に係る国民年金保険料が還付された形跡は無いことから、申立人が申立期間③及び④の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間⑤については、申立人が再度国民年金の加入手続を行った平成 12 年 4 月の時点において申立人の基礎年金番号へ厚生年金保険の加入記録を統合したことにより追加された期間であり、当該統合処理を行った時点において、申立期間⑤の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3199

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月及び同年 9 月

私は、平成 12 年 9 月頃 A 市役所で転入手続をしたとき、職員から国民年金の加入手続をするように言われたので、国民年金担当窓口で、その日のうちに加入手続をした。国民年金保険料は後日郵送されてきた納付書で銀行か役所の窓口で納付したのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 9 月頃 A 市役所で国民年金の加入手続を行い、後日郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人は同年 8 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人に対し同年 10 月 16 日及び 14 年 2 月 20 日に、申立期間について国民年金への加入を促す勧奨状が作成されたものの、最終的に申立期間に係る加入手続が行われなかったことが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、平成 12 年 8 月 26 日に資格取得、12 年 10 月 16 日に資格喪失、13 年 11 月 23 日に (B 市) 資格取得 (第 3 号) と記載されており、同記録欄について申立人は、A 市から転居した先の B 市の職員に記載してもらったものであると述べているところ、オンライン記録における申立人の国民年金の資格記録は、10 年 5 月 1 日に資格喪失し、13 年 11 月 23 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金に未加入の期間となっており、加入手続が行われた形跡は見当たらないことから、年金手帳の資格記録は、厚生年金保険の被保険者記録を基に、過去の国民年金被保険者の取

得及び喪失記録を記載した際、申立期間の被保険者資格を誤って記載したものと推認される上、国民年金に未加入の期間である申立期間に係る保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3200

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 3 年 3 月まで
私が 20 歳になった頃、市役所から国民年金の加入案内が送られてきた。当時学生であった私のために、母が国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を欠かさず納付してくれた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が 20 歳になった頃に国民年金の加入案内が届いたため、当時、実家を離れて学生寮に寄宿していた申立人のために、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は欠かさず納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金の被保険者資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日と記載され、その資格記録はオンライン記録及び被保険者名簿とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、加入手続の時期及び場所の記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から10年3月まで

申立期間当時、私は学生であったが国民の義務である国民年金保険料の納付を果たすため、20歳の頃A市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。アルバイトの給料から保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のとき、A市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立人自身が申立期間の国民年金保険料を納付したと申述するところ、同市の国民年金に係る「収滞納一覧表」及び「国民年金過年度収滞納一覧表」から、申立人が申立期間の保険料を納付していた記録は確認できない上、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われ、保険料の収納事務の電算化及び年金記録事務における事務処理の機械化が促進されていることから、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料については、アルバイトの給料から納付したと主張している一方、申立人の母は、申立人の学生であった期間の保険料は母自身が納付していたと述べているなど両者の申述には齟齬^{そご}が見受けられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から平成元年3月までの期間及び同年7月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から平成元年3月まで
② 平成元年7月から4年3月まで

私の国民年金は父が加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は、父が銀行で母と私の分を納付してくれた。私が結婚してからも同居していた両親と私たち夫婦の分を父が納付していた。申立期間において両親は納付済みとなっており、私が結婚した平成元年10月からは私の妻も納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和61年1月にA郡B町において受領された番号の一つであることが確認できることから、申立人は同年1月以降に国民年金の加入手続を行い、手帳記号番号の払い出しを受けているものと推認でき、加入時点において申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料は家族と一緒に納付していたと申述しているが、申立期間は合計147か月と長期間にわたっている上、これほどの期間において行政側の記録管理に誤りが発生したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から61年3月まで

私は結婚後の昭和52年7月頃に会社を退職し、夫が会社の総務の職員の指導を受け、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も夫が納付していたはずなのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和52年7月頃、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申述するところ、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」には61年4月1日と記載され、当該資格取得日以前の資格記録の記載は無く、資格記録はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録において、申立人の第3号被保険者の該当処理日が同年7月28日であることが確認でき、この時期、国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立人の申述とは相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、加入手続等の記憶が定かでないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3204

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年3月まで

私は、昭和50年5月に結婚したが、結婚前に国民年金保険料納付のため自分で市役所に行った覚えがある。父から、結婚しても継続して納付するように言われたことも覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自ら市役所において納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年8月頃に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入を行ったと推認されることから、加入時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は96か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から57年5月まで

私は、昭和52年3月31日にA社を退職し、同年4月1日にB社に就職したが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、C市役所で同年4月又は同年5月頃に国民年金と国民健康保険の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は納付していたのに、未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日が昭和58年8月21日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、C市における国民年金の加入手続状況についての記憶は不鮮明であり、申立期間の保険料額、納付方法についても記憶が曖昧なため、申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は62か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から9年3月まで

私は、当時大学生で20歳になったときに、実家のあるA市の市役所又は区役所に国民年金の加入手続に行った。その当時自分で国民年金保険料を毎月納付した記憶は無いが、学生だったこともあり保険料免除の申請をしたのかもしれない。また、母が私の保険料の納付に関与した可能性もあるので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者収滞納一覧表によれば、申立人の申立期間の国民年金保険料は未納とされ、オンライン記録とも一致しており、保険料免除の申請手続を行った形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付及び保険料免除の申請手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の保険料納付等に関与した可能性があるとする申立人の母も、当該手続について記憶が無いと述べており、申立期間の納付状況等は不明である。

さらに、オンライン記録によれば、平成9年7月8日付けで申立人に対する過年度納付書が作成された記録があることから、同日時点で、申立期間の保険料は納付されていなかった事情がうかがえる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたこと又は保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 5 月まで

昭和 54 年 6 月頃、私は、国民年金に任意加入するために A 市役所を訪れたところ、その時点で 60 歳になるまで 24 年*か月しか加入できず、年金の受給要件を満たすには不足しているが、申立期間の国民年金保険料を一括して納付すれば、任意加入することができると言われた。任意加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日として昭和 54 年 6 月 1 日任意加入と記載されており、オンライン記録及び特殊台帳とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者である夫の被扶養配偶者であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となり、遡って任意加入することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 2 月までの期間及び 59 年 8 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 2 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月頃、A 県 B 市役所から国民年金の加入についての連絡をもらい、両親からも勧められたので加入手続を行った。1 回目の国民年金保険料は自分で納付したが、その後は自宅に居ないことが多く父が保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月頃、B 市において国民年金の加入手続を行い、父が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録において申立人の国民年金の加入記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、戸籍の附票によれば、申立人は 20 歳になったときは C 区、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 58 年 4 月には D 県 E 市に住所があったことから、B 市で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間は 2 回、合計 46 か月と長期間であり、申立人の保険料納付を行ったとする申立人の父は当時のことをよく覚えていないと述べているため、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月まで

私は、夫が会社を退職した直後の昭和 53 年 11 月に、A 市役所（当時）又は同市 B 支所（当時）の窓口で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を A 市役所又は同市 B 支所の窓口で定期的に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、55 年 6 月頃に C 市において払い出され、申立人夫婦は、同時期に加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を現年度納付する前提となる A 市（当時）における別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和 55 年 6 月頃の時点では、申立期間の保険料は過年度納付することになるが、申立人は、申立期間の保険料を定期的に納付したと申述しており、保険料を遡って納付した記憶は無いと申述している。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 3 月まで
私が会社を退職した直後の昭和 53 年 11 月に、妻が A 市役所（当時）又は同市 B 支所（当時）の窓口で妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が A 市役所又は同市 B 支所の窓口で定期的に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 53 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、55 年 6 月頃に C 市において払い出され、申立人夫婦は、同時期に加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を現年度納付する前提となる A 市（当時）における別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和 55 年 6 月頃の時点では、申立期間の保険料は過年度納付することになるが、申立人は、申立期間の保険料を定期的に納付したと申述しており、保険料を遡って納付した記憶は無いと申述している。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料が未納となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3211

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったため、月々の国民年金保険料は納付していなかったが、母から「今だったら、20歳から現在までの保険料を特例納付することが可能である。」と言われ、保険料を納付した日及び納付した額は定かでないが、月額980円の保険料をA銀行B支店（当時）で納付したことを鮮明に覚えており、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、昭和50年6月1日に被保険者資格を取得していることが記録されており、オンライン記録及びC市の保管する被保険者名簿の被保険者資格取得日とも一致していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を特例納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年9月まで

私の国民年金は、平成5年頃にA市役所で妻が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を遡って納付しようとしたところ、1年分しか遡れないと担当者に言われたため、納付することが可能な期間の保険料を全て納付し、それ以降も納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録より、申立人に国民年金記号番号は付番されておらず、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号として付番されていることが確認できることから、申立人は基礎年金番号制度が導入される同年1月までは国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 8 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から 60 年 8 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 1 月頃、A 県 B 郡 C 町で国民年金の加入手続を行い、その後、転居した D 市では、毎月同市役所の窓口で国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付していた。平成 21 年 6 月頃ねんきん定期便により、申立期間①が申請免除期間とされ、申立期間②が未加入とされているが、申立期間①については全額追納し、申立期間②の保険料も納付していたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①の国民年金保険料については全て追納したと申述しているところ、D 市が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金保険料免除申請承認通知書から、申立期間①は国民年金保険料の免除期間とされていることは確認できるが、同名簿及びオンライン記録において申立期間①の保険料を追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に被保険者でなくなった日が昭和 60 年 9 月*日と記載され E 区の印が押されていることが確認できるところ、申立人は同日に婚姻し国民年金の任意加入対象者となるため免除制度の対象者にはならず、国民年金の被保険者資格を喪失したものと推認できることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳
記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を追納していたこと、及び申立期
間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書
等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと
認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 1 日に A 事業所に入社し 46 年 3 月 24 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が 45 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 25 日までとなっている。44 年 5 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社が保管する C（組織）厚生年金加入一覧表により、申立人は、整理番号*で、昭和 45 年 3 月 1 日に資格を取得し、46 年 3 月 25 日に資格を喪失していることが確認でき、C（組織）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険整理番号*及び被保険者資格の取得及び喪失に係る記録と符合する。

また、B 社は、「当時は、勤務する事業所の長から加入依頼のあった従業員について、C（組織）で健康保険と厚生年金保険に加入する手続きを行っていたと伝え聞いている。この一覧表に記載の無い従業員は、少なくとも C（組織）では加入していなかったと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚 3 名のうち 2 名は、実際に勤務し始めた時期より厚生年金保険の被保険者記録が 1 年又は 1 年 2 か月遅れており、残りの 1 名は被保険者記録が無いことから、A 事業所では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月に、A 区 B に所在した C 事業所に正社員として入社し、D (作業) をして 43 年 3 月末日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A 区に所在する C 事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた当時の事業主及び元同僚 2 名は、いずれも姓のみの記憶のため、個人を特定できないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

なお、所在地が隣接する E 区において申立事業所と同じ名称の事業所が申立期間後の昭和 43 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、当該事業所は、「当社は、F 社として創立し、株式会社に改組しているが、A 区 B に所在したことは無い。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 47 年 11 月まで
② 昭和 49 年 8 月から 51 年 8 月まで

私は、昭和 46 年 6 月から 47 年 11 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険が未加入の記録になっているので調べてほしい。また、49 年 8 月から 51 年 8 月まで B 社に勤務し、そこで C（職種）の試験に合格したが、厚生年金保険が未加入の記録になっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 社の所在地や勤務状況、役員及び同僚の氏名を具体的に記憶していることから、勤務期間は明らかでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、オンライン記録により、昭和 47 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間①の大部分は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の被保険者に照会しても、具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、当該事業所が適用事業所となった昭和 47 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 17 人いるが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできず、申立期間②における保険料の控除について確認できない。

また、B社は、「申立人の厚生年金保険の資格取得に関する届出及び申立期間②に係る保険料の納付についてはいずれも不明である。また、昭和40、50年代においては、正社員のみ厚生年金保険に加入させていた上、本人の希望も考慮して加入しなかった人もいたと思う。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 25 日から 42 年 6 月 22 日まで
私は、昭和 40 年 9 月に A 社（現在は、B 社）の C（部門）にアルバイトとして採用された。勤務後間もなく上司に呼ばれ、「勤務時間が長いので社会保険に加入させるように関係機関から要請があったので、その分給料から控除される金額が増える。」と言われた。当時の資料は残されていないが、厚生年金保険に加入しているかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社にアルバイトとして勤務していたときに、上司から私を社会保険に加入させると聞いた。」と主張しているが、B 社は、「当社が保管する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が申立期間当時勤務していたことは確認できない。」と回答しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚について姓のみを記憶しているため、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者となっている当該姓の者を含む 15 人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3059 (事案 1268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月2日から36年8月16日まで
前回の申立てに対し、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との結論を受け取ったが、私としては、脱退手当金は絶対に受け取っていないので納得できない。再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、A社を退職した約6か月後の昭和37年2月1日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年12月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金は絶対に受け取っていないと主張し、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月7日から同年10月1日まで

私は、昭和49年3月7日から平成5年5月16日までA社に勤務しており、申立期間については、交通費を含めて12万円くらいの給与を支給されていたのに、国の記録では申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において12万円くらいの給与を支給されていた。」として標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間に係る厚生年金保険の資格取得確認通知書、標準報酬月額算定基礎届、賃金台帳及び源泉徴収簿の保存が無いため、申立人に係る標準報酬月額の届出額及び申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚は、「自分の標準報酬月額の記録は、妥当であると思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 14 日から同年 11 月 25 日まで
② 昭和 59 年 5 月 30 日から同年 6 月 3 日まで
③ 昭和 57 年 10 月 14 日から 59 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 57 年 10 月 14 日に A 事業所（現在は、B 社）に入社し、59 年 6 月 2 日に同社を退社するまで継続して勤務していたが、入社時の 57 年 10 月 14 日から同年 11 月 25 日までと退職前の 59 年 5 月 30 日から同年 6 月 3 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、当該事業所に勤務中の昭和 57 年 10 月 14 日から 59 年 6 月 3 日まで、標準報酬月額 13 万 4,000 円に見合う厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間③の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているのので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、複数の元同僚の供述により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の元同僚からは、勤務期間について具体的な供述が得られず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、給与台帳等の厚生年金保険に係る資料を保管していないことから、申立人の申立

期間当時①及び②の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人が氏名を挙げた元上司は、「退職時、元上司から年金の報酬月額が実際より低く、厚生年金保険の件で将来問題があった時は会社で認めると言われた。」と供述しているところ、現在の事業主は、「2代前の元社長が、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を意図的に実際の支給額より低い金額で届出をしていた。」と供述している。

しかし、震災により、当該事業所は、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料を消失しており、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に A 社（B 社が承継会社）C 事業所に現地採用され、半年ほど坑外業務に従事した後、坑内勤務となり、朝 8 時から午後 5 時まで坑内での作業に従事した。年金事務所の記録では、49 年 10 月から第 3 種被保険者（坑内員）となっているが、第 3 種被保険者となったのは、坑内勤務となった 43 年 10 月からであったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間当時の第 1 種及び第 3 種被保険者に係る取扱いについて、「専ら坑内作業に携わる者については第 3 種被保険者、坑内作業もあるが、坑外での作業が主であった者については、第 1 種被保険者としていた。当時の資料は保存されていないが、申立人についても、この考え方にに基づき届出をしていたはずである。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた A 社 C 事業所で坑内員としての被保険者期間を有する複数の元同僚の被保険者記録をみると、第 1 種と第 3 種被保険者の資格が混在している者がいることから、当該事業所では上記考え方に基づく取扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、A 社 C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 43 年 3 月 5 日から 45 年 4 月 1 日までの間は、第 1 種被保険者であることが確認できるところ、A 社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は勤務途中の 49 年 10 月 1 日に、第 1 種被保険者から第 3 種被保険者へ変わっており、当該事業所は勤務の実態に合わせて種別変更の手続を行っていたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、A社(現在は、B社)に勤務したときの厚生年金保険の期間の脱退手当金が昭和 41 年 11 月 14 日支給と記録されていることは納得できない。脱退手当金をもらったことはないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年2月1日まで
私は、平成元年4月から6年4月までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立人はパートタイマーで、当初は勤務時間が社会保険に加入させる条件（常勤労働者の4分の3以上）に達しておらず、申立期間に社会保険の加入手続をしていない。」と回答しているところ、申立人は、「パートタイマーで1日5時間ぐらいの月25日（常勤労働者の4分の3未満）の勤務形態であった。」と供述していることから、事業主が社会保険に加入させていなかったと回答していることと符合する。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、当時の事務担当者から証言は得られない上、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等は、保存期間経過のため廃棄した。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 7 日から 23 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 21 年 6 月 7 日に A 社に入社し、24 年 3 月 4 日退職した。
申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、申立人は、元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 10 名に照会したところ、唯一所在が確認できた 1 名は、申立人のことを覚えていない上、「厚生年金保険の適用事業所になる前から保険料を控除されていたとは考えられない。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在及び関連資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3066 (事案 1547 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
前回の審議では、私の厚生年金保険の資格取得日が訂正されていると
のことであったが、不適切な処理であり認められない。また、A社（現
在は、B社）の元同僚の氏名を新たに思い出したので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同じくA社に勤めていた申立人の姉及び元同僚の証言により、申立人はその姉よりも後に入社していることが推認できるところ、その姉（入社時期不明）の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 35 年 8 月 1 日となっていること、及び元同僚は 31 年 1 月に入社しているところ、被保険者資格取得日が同年 3 月 23 日になっていることを考え合わせると、当該事業所は入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたことがうかがえること、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、本人の厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録について不適切な訂正が行われているとし、複数の元同僚の氏名を挙げ、再調査を求めているが、事情を聞くことができた元同僚 6 名のうち、申立期間以前に入社した 3 名のうち 2 名及び申立期間より後に入社した 3 名のうち 1 名の計 3 名は、入社時期と被保険者資格取得時期とが異なっており、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取

扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元同僚2名は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

このほか、当委員会の当初の年金記録の訂正が必要でないとする決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は当初昭和35年10月26日と記載されていたが、二重線で消され、同年8月1日に訂正され、さらに同年10月26日に訂正されているところ、申立人の1行下に記載されている申立人の姉の資格取得日が同年10月26日から同年8月1日に訂正されていることを踏まえると、申立人の姉の被保険者記録を訂正する際、誤って申立人の被保険者記録を訂正してしまったため、訂正し直したと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から29年7月1日まで
② 昭和29年7月1日から30年3月6日まで

私は、A社で取得した厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示とともに脱退手当金の対象となった被保険者期間、支給金額、支給日が記載され、同様の記録内容が厚生年金保険被保険者名簿（旧台帳）の保険給付欄において確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内の昭和30年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然ささうかがえない。

また、申立人の被保険者記録が記載されているページの前後2ページで脱退手当金の支給要件を満たし、申立人の資格喪失日から2年以内に資格を喪失している女性10人全員に申立人と同じく「脱」の表示と被保険者期間、支給額及び支給日の記載があることから、事業主による代理請求の可能性が高い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度の創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然ささうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3068

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 4 日から 38 年 8 月 25 日まで
② 昭和 38 年 11 月 15 日から 42 年 11 月 26 日まで
私は、A社及びB社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっているが、受給した記憶は無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人はB社における資格喪失日から約2か月後に別の被保険者台帳記号番号を取得して再就職しているが、申立人は、「再就職先で厚生年金保険に加入していなかったと思っていた。」と供述していることから、申立人が脱退手当金の支給申請を行わずに、厚生年金保険を継続する意思を持って再就職したとは認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 41 年 2 月に入社し、C（職種）として1年間勤務したが、厚生年金保険の記録は同年 9 月からとなっている。雇用保険は同年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しているので、厚生年金保険の加入記録も同年 2 月からのはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 2 月 1 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社から提出された社会保険加入者台帳には、申立人が昭和 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記載されている上、当該事業所は、「申立人が被保険者資格を取得する前の期間については、申立人の給料から厚生年金保険料控除及び社会保険事務所（当時）への保険料納付はしていない。」と回答している。

また、当該加入者台帳において、申立人の入社年月日の前後 1 年以内に加入（入社年月日の記載がある者）した 13 名のうち 11 名が入社年月日の 1 か月後から 9 か月後の間に被保険者資格を取得していることが確認でき、入社年月日と厚生年金保険の加入年月日との間に空白がある者が認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所の指導をしていた社会保険労務士（労働保険担当）は、「入社してもすぐに辞めてしまうので、入社してすぐには厚生年金保険には加入させていなかった。」、「従業員の意向で厚生年金保険に加入させていない場合もあった。」、「厚生年金保険に加入していない従業員からは保険料を控除していなかったと思う。」と供述し

ていることから、当該事業所では申立期間当時、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 3 月 30 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、A社にアルバイトとして勤務し、2か月ごとに契約更新して1年間勤務した。厚生年金保険加入記録がある前後の時期のどちらか分からないが、1年間勤務したのに、半年間しか厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和 51 年 3 月 30 日から同年 8 月 31 日まで勤務していたことが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、A社の人事関連業務を受託しているB社は、臨時雇用者について、「雇用保険に加入することなく厚生年金保険のみに加入することは、例外的な場合（臨時雇用者が昼間部の学生で、卒業以前に雇用保険が終了する定期契約である場合）を除いて無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から54年11月1日まで

私は、昭和51年11月1日から54年10月末日まで、A市に所在したB社に勤務したが、この期間は国民年金の未加入期間として記録されている。何かの手続がなければこのような記録になることはありえないこと、及びこの期間において、厚生年金保険、国民年金のいずれの制度にも加入していないことは考え難いことから、申立期間は、B社の厚生年金保険の被保険者期間であったことは間違いないので、B社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の当時の事業主の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A市ではB社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、上記名称の事業所は、A市では法人登記されておらず、事業所の所在及び事業主の氏名は確認できない。

また、申立人は、B社における元上司及び元同僚の氏名は覚えていないと供述していることから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、オンライン記録において、A市と隣接するC区に同一名称の事業所が適用事業所として確認できることから、当該事業所の事業所別被保険者名簿を調査したが、申立期間に申立人の氏名は無い。

なお、申立人が昭和51年11月1日に国民年金の資格を喪失しているところ、申立人の妻が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これにより、申立人は国民年金の強制加入者から任意加入者になっている

こと、及びその後、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した54年11月1日に、申立人とその妻はともに強制加入被保険者として国民年金の資格を取得していることを考え合わせると、申立人は国民年金への任意加入を選択しなかったものと思われる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 12 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 3 月から同年 9 月末まで継続して勤務していたと記憶している。厚生年金保険の加入記録が入社してから 1 か月しかないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は昭和 31 年 3 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立期間は適用事業所ではない期間である。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で所在が判明した複数の元同僚は、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、元事業主及び元専務は所在が確認できず、賃金台帳等の関係資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 10 日から平成 12 年 3 月 31 日まで
② 平成 12 年 3 月 31 日から 15 年 3 月 1 日まで

私の申立期間について、A社に勤務していた期間の各年5、6、7月分賃金明細書で計算した平均支給月額よりも、各年の算定時の標準報酬月額が1等級低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当委員会に提出した申立期間に係るA社B工場（現在は、C社で一括適用）の賃金明細書により、「昭和 62 年、平成元年、2年、5年、8年、9年及び 10 年度の算定基礎（平成2年度は月額変更）対象期間の平均報酬月額（総支給額）を計算すると、オンライン記録の算定（平成2年度は月額変更）時の標準報酬月額よりも1等級上の標準報酬月額になる。」と主張している。

しかしながら、C社の事業主は、「賃金明細書の支給項目のうち、昇級差額分と保険手数料返納額は、保険料算定の対象としていない。また、6か月分支給している交通費については、保険料算定時に月平均額に修正している。」と回答しており、このことに基づいて算出した平均支給月額は、いずれの年度においても、オンライン記録の算定（平成2年度は月額変更）時の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る賃金明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、全てオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

一方、申立期間のうち、申立人から賃金明細書が提出されていない期間

については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情が見当たらない上、前述の当該期間の前後の賃金明細書が提出されている期間の標準報酬月額に係る記録の状況から判断して、当該期間においても、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 5 日から同年 3 月 18 日まで
ねんきん特別便で確認したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が未加入とされていることが判明した。当該事業所を途中で辞めたことはなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間においても辞めたことは無く、継続して勤務していた。」と主張しているところ、A社が保有する、申立期間当時に同社B工場から同社本社総務部に提出された「人員異動票」によると、申立人は同社B工場を昭和 43 年 1 月 4 日に退職し、同年 3 月 18 日に再度入社していることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録を調査したところ、前記「人員異動票」と同様に昭和 43 年 1 月 4 日離職、同年 3 月 18 日取得と記録されており、厚生年金保険の加入記録との齟齬は無い。

さらに、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険被保険者記録を有する複数の元同僚から聴取したが、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことについて具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 30 日から 38 年 4 月 21 日まで
私は、申立期間においてA社で働いており、そのときの元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いことはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の妻が保存していた事業主のメモには、申立人が「昭和 36 年 5 月入社、38 年 5 月 20 日退社」と記載されている上、事業主の妻及び申立期間に勤務していた元同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主のメモにおいて昭和 38 年 4 月 14 日入社と記載されている元同僚についても、本人及び事業主の妻の供述から勤務していたことが確認できたが、申立人と同じく当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格記録は確認できない。

これらのことから判断すると、事業主は、当時一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、事業主は既に死亡している上、当該事業所は廃業しており、事業主の妻も、「当時の資料は保存されていない。」と回答していることから、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 10 月から 36 年 2 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、年金記録では 35 年 10 月以降の厚生年金保険の被保険者期間しか無い。納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社に勤務していた元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において社会保険関係の事務を担当していた元同僚は、「当時、従業員全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなかった。この業界は経営的に苦しく、人の出入りが激しかったので、厚生年金保険に加入させるかどうかについては、社長が確実に定着すると見極めたときから加入させるようにしていた。」と証言している。

また、別の元同僚は、「自分は、昭和 32 年 4 月以前から勤務していた。」と証言しているところ、オンライン記録では当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得は同年 12 月となっていることから、申立期間当時、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月11日から34年8月23日まで

私は、申立期間において、A区所在のB社C工場にD（職種）として勤務し厚生年金保険に加入していたが、その加入期間は脱退手当金を受給しているとのことであるが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年10月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「厚生年金保険事務担当者が転職予定の退職者に対し、『脱退手当金はもらわない方が良い。』と説明したのを聞いたことを覚えている。当該事業所を退職した際、子育てに専念するという気持ちに固まっていたため、将来、厚生年金保険に再加入する意思は無かった。脱退手当金を支給されていないという具体的な根拠は無い。」と供述しているところ、脱退手当金支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、子育てに専念し、厚生年金保険に再加入する意思がなかった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 15 日から 58 年 5 月 25 日まで

私は、昭和 51 年 5 月に A 社に入社した当時、給与は手取りで 15 万円はもらっており、会社を辞めた 58 年 5 月には手取りで 25 万円はもらっていた。ところが標準報酬月額が各々 7 万 6,000 円、15 万円と、申立期間全般において、大幅に低い額となっているので納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、A 社の元同僚は、「申立人は、自分と同じような仕事をしていた。自分も昭和 51 年当時には手取りで 20 万円ぐらいもらっていたと思っていた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では標準報酬月額が 14 万円となっている。」と証言しており、当該元同僚が保有していた昭和 57 年度及び 58 年度の給与所得源泉徴収票により、当該元同僚の各年度の給与収入は月額で約 33 万円から 34 万円であったことが確認できる。

しかし、上記給与所得源泉徴収票の社会保険料の控除額欄に記載された金額から当時の厚生年金保険料率で標準報酬月額を算定すると、18 万円の標準報酬月額に見合う控除額であることが確認でき、オンライン記録で

確認できる当該元同僚の当時の標準報酬月額と一致しており、元同僚と同じ職務内容だった申立人についても、申立人の主張と元同僚の上記の状況から同様の対応がされていたと考えられる。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 6 日から 55 年 10 月 21 日まで
② 昭和 55 年 12 月 21 日から 57 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 52 年 8 月 6 日に A 社（その後、B 社に変更）に入社し、C 事業所、D 事業所、E 事業所、F 事業所等に平成 15 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けたが納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び A 社の当時の専務取締役の供述から、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記専務が、申立人より先に入社し、当該事業所内で申立人と一緒に異動した人として挙げた元同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、当該事業所で昭和 55 年 10 月 21 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 21 日に被保険者資格を喪失しており、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の妻が昭和 54 年*月*日に出産した医院に、その妻が出産当時に保有していた保険証の種類について照会したところ、「国民健康保険証であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、B 社の

代表取締役が代表取締役をしているE事業所において、昭和56年5月21日から57年2月20日まで勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録において、E事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和56年1月20日が被保険者資格喪失の受付日と記載され、申立人の当該事業所に係る健康保険証が返却されていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している元同僚は、「申立人と昭和55年12月21日付けでE事業所に出向した。」と供述しているところ、その元同僚においても厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年12月1日まで

私は、平成元年4月1日から7年9月20日まで、A市B区C所在のD社（現在は、E社が承継）においてF（職種）として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間の被保険者期間が欠落している。E社発行の「在籍期間証明書」を提出するので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有するE社が発行した「在籍期間証明書」及び当該事業所から提供された申立人に係る人事記録には、申立人が平成元年4月1日にD社に入社した旨記載されている上、同年11月21日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、私が入社した同年7月12日には、既に勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録上、申立人は、平成元年12月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、併せて、G厚生年金基金に加入していることが確認できるところ、当該事業所が加入していたH健康保険組合を承継しているI健康保険組合及びG厚生年金基金を承継しているJ企業年金基金は、「申立人は、平成元年12月1日に資格を取得している。」と回答しており、これに関連し、E社は、「申立期間当時、D社は、健康保険組合、厚生年金基金及び厚生年金保険に係る資格取得の届出に当たり複写仕様の書式を使用していた。」と回答している。

また、申立人の申立期間の始期と前後して当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している上記同僚及び元社員の2人は、「新規採

用の社員については、入社後、一定の見習期間が有り、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人に係る上記人事記録には、申立人が平成元年4月1日に正社員として採用された旨記載されているところ、E社は、「正社員として採用したのに同時に厚生年金保険に加入させなかった理由については関連資料が無いため不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月から 30 年 3 月まで
② 昭和 30 年 5 月から同年 11 月まで

私は、昭和 29 年 7 月に A 社に就職して 30 年 11 月末に退職するまで、同社の B 事業所で継続して勤務していたのに、同年 4 月の 1 か月しか厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 29 年 7 月から 30 年 11 月末まで、A 社 B 事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険の加入記録がある同年 4 月以外の勤務期間も同様に加入していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によれば昭和 41 年 6 月 30 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主及び清算人の所在が不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が元上司として挙げた者は、氏名の一部のみの記憶のため、個人を特定することができず、聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に在職していた被保険者のうち、所在の判明した 11 人に申立人について照会したところ、そのうち 7 人から回答があったが、いずれも「申立人については記憶が無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 2 月まで

私は、中学校を卒業後、昭和 34 年 4 月に A 社に B (職種) として入社し、35 年 2 月まで勤務した。

しかし、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司の証言及び申立人から提出された事業所前で撮影した写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在が判明しないため聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚二人のうち一人は、「当時のことは、良く覚えていない。」と回答しており、ほかの一人は、所在が不明のため聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 8 月 17 日まで

私は、A市B区（現在は、A市C区）Dにあった「E事業所」に昭和37年7月頃から41年8月頃まで、当初はF（職種）として、その後はG（職種）として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人から提出された事業所の社員旅行の写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人がE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において申立期間当時、A市内に所在する「E事業所」という事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、A市商工会議所及びG組合に対し当該事業所の加盟の有無について照会したが、いずれも「E事業所」という事業所が加盟していた記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は事業主の氏名を一部しか記憶していないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人がE事業所に勤務していたことは記憶しているが、自身は勤務期間が短く、従業員の厚生年金保険のことについては分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年7月から11年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成11年10月から12年6月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から12年7月31日まで
私が、A社に勤務した期間のうち、平成6年7月1日から12年7月31日までの標準報酬月額が15万円と記録されているが、実際の報酬月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち平成6年7月から11年9月までの標準報酬月額については、6年7月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から11年9月までの期間は59万円と記録されていたところ、同年2月4日付けで、遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、「具体的な金額は定かではないが、社会保険料の滞納はあったと思う。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納が発生していたことが認められる。

また、申立人は、「社会保険関係の届出については、通常時は経理担当が行っていた。」と主張しているが、申立人は、当該事業所における社会保険料の滞納について認識しており、代表取締役であった申立人が

関与せず、社会保険事務所（当時）において標準報酬月額の遡及訂正処理がなされたとは考え難く、申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 オンライン記録において、申立期間のうち平成 11 年 10 月から 12 年 6 月までの期間については、申立人の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違についても申し立てているが、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が減額訂正された形跡は認められず、当初から 15 万円で届出されていることが確認できる。

また、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 11 年 2 月 4 日から 12 年 7 月 31 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日に A 社に入社し、46 年 3 月 31 日に退職した。厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 4 月 1 日だと思っていたが、ねんきん特別便には資格喪失日が同年 3 月 21 日と記載されていたため、年金事務所に相談した結果、資格喪失日が同年 3 月 31 日と訂正された。

しかし、私が認識している退職日に基づく資格喪失日とは異なっており納得できないので、調査して正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る社員名簿及び人事通知により、申立人は、昭和 46 年 3 月 20 日付けで A 社を依願退職していることが確認できる上、申立人の当該事業所における雇用保険の離職日は当該退職日と一致している。

また、B 企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿により、申立人は昭和 46 年 3 月 21 日付けで同基金の加入員資格を喪失していることが確認でき、当該喪失日は、年金事務所が申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 3 月 31 日に訂正する前の資格喪失日である同年 3 月 21 日と一致していることが確認できる。

さらに、事業主は、「当社は、社会保険料の控除方法は翌月控除であるので、申立人から提出された 46 年 3 月の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除金額は同年 2 月分であり、同年 3 月分は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年12月まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成8年4月から11年12月までの標準報酬月額が20万円と記録されているが、実際の報酬月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた期間のうち、平成8年4月から11年12月までの標準報酬月額が報酬月額に比べ低額に記録されている。」と主張している。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であることが確認できるところ、元事業主は、「平成8年から11年までは、会社の業績が悪化しており、本人了承のもと社長以下、役員給料を下げた。」と供述している上、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び同決定通知書に記載された申立期間に係る標準報酬月額は、8年4月の随時改定時においては20万円、同年10月から11年10月までの期間の定時決定においては、それぞれ20万円として社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認でき、その全ての標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

また、申立人名義の銀行普通預金元帳によると、申立期間のうち、平成8年6月から11年12月までの期間のうち一部期間を除き、当該事業所からオンライン記録による標準報酬月額より高い金額の振込みが定期的に行

われていることが確認できるものの、当該預金元帳の記載内容からは給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、ほかに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 61 年 8 月まで

私は、昭和 57 年 11 月から 61 年 8 月まで A 市にあった B 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の元事業主も、「当社の厚生年金保険の適用日は、昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間は会社経営が困窮しており、各従業員は個々に国民年金に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、当該元事業主及び申立人が氏名を記憶している元同僚の二人についてオンライン記録を調査したところ、申立期間においては国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。